

## 平成22年稲敷市農業委員会第7回総会

〔7月26日〕

- 
- 日程1 会議録署名委員の指名について
- 日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
- 日程4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について
- 日程5 報告第4号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について
- 日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 日程7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
- 日程9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程10 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について
- 日程11 議案第6号 農地転用を伴う買受適格証明願に対する進達意見決定について
- 日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権決定）
- 日程13 議案第8号 農地利用集積円滑化事業規程の承認について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程1 会議録署名委員の指名について
- 日程2 報告第1号
- 日程3 報告第2号
- 日程4 報告第3号
- 日程5 報告第4号
- 日程6 議案第1号
- 日程7 議案第2号
- 日程8 議案第3号
- 日程9 議案第4号
- 日程10 議案第5号
- 日程11 議案第6号
- 日程12 議案第7号
- 日程13 議案第8号

---

出席委員

2番	沖野谷 秀雄 君	18番	宮本 善助 君
3番	飯塚 幸一 君	19番	村山 文雄 君
4番	千勝 忠 君	20番	坂本 一雄 君
5番	保科 進 君	21番	山田 重一 君
6番	川島 昇 君	22番	秋本 精一 君
7番	高須 一郎 君	23番	横田 裕康 君
8番	篠崎 惣壽 君	24番	加納 昭 君
9番	栗山 文雄 君	25番	松本 文雄 君
10番	濱田 昭一 君	26番	沼崎 享 君
11番	吉岡 一仁 君	27番	濱田 孟 君
12番	横田 悌次 君	28番	青宿 昌夫 君
13番	内埜 新也 君	29番	鈴木 重義 君
14番	野口 隆雄 君	30番	黒田 久良之進 君
15番	篠崎 文夫 君	31番	高城 貞雄 君
16番	古澤 真和 君	32番	根本 卓明 君
17番	澤邊 雅之 君		

---

欠席委員

1番 井戸賀 吉男 君

---

出席説明員

農業委員会事務局長	内田 和雄 君
農業委員会事務局長補佐	永長 妥啓 君
農業委員会事務局係長	小更 礼子 君
農業委員会事務局係長	井戸賀 輝行 君

---

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

7月6日（火） 稲敷市地域水田農業推進協議会総会

於 稲敷市役所東庁舎

出席者 加納会長

7月9日（金） 農業委員会県南連絡協議会定例総会

於 阿見町本郷ふれあいセンター

出席者 加納会長、内田事務局長

7月16日（金） 茨城県農業会議第358回常任会議員会議

於 茨城県市町村会館

出席者 加納会長

---

午後 3時07分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから平成22年7月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は、1番、井戸賀委員1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りします。

署名人の指名については、議長一任でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、2番、沖野谷委員、3番、飯塚委員、兩名を指名いたします。

---

#### 日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、八筋川字八郎田、田6筆、2万9平方メートルについてでございますが、平成21年12月22日に、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

### 日程3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） では続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

賃貸借権の合意解約8件でございます。受理番号1番から8番の賃借人は同一人で、子供に経営移譲するため賃貸借権を合意解約するものでございます。

受理番号1番、東大沼字小沼、田1筆、2,055平方メートルを合意解約するものでございます。

受理番号2番、福田字平須ほか4地区、田6筆、計1万2,422平方メートルを合意解約するものでございます。

受理番号3番、飯出字飯出、田1筆、3,802平方メートルを合意解約するものでございます。

受理番号4番、佐倉字外浦ほか1地区、田2筆、計3,638平方メートルを合意解約するものでございます。

受理番号5番、稲波字北区ほか2地区、田6筆、計6,660平方メートルを合意解約する

ものでございます。

3ページをお開き願います。

受理番号6番、市崎字後田ほか2地区、田4筆、計4,622平方メートルを合意解約するものでございます。

受理番号7番、東大沼字谷津、田1筆、1,600平方メートルを合意解約するものでございます。

受理番号8番、新橋字清水、田2筆、計1万2,522平方メートルを合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、4ページをお開き願います。

報告第3号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、蒲ヶ山字水砂、畑2筆、計506平方メートルについてでございますが、畑に入る道路がないため、碎石を敷き、農業用通路として使用するもので、農地法施行規則第32条第1項に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認しました結果、問題はないものでございます。

受理番号2番、沼田字神田、田2筆、1,126平方メートルのうち、計330.68平方メートルについてでございますが、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店の携帯用無線基地局の建設のため賃貸借権の設定を行うもので、農地法施行規則第53条第14号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認をしました結果、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程5 報告第4号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君） では続きまして、報告第4号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 5ページをお開き願います。

報告第4号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番から5番について、稲敷市長より現況照会があったものでございます。

受理番号1番、阿波字阿波、田2筆、計2,701平方メートルについてでございますが、7月22日、担当委員と事務局で現地調査をいたしました。調査の結果、申請地は農地法の「農地」に該当いたしますので、買受適格証明願を要する旨報告をいたしました。

受理番号2番、稲波字北区、田2筆、計990平方メートルについてでございますが、これも7月22日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、申請地は農地法の「農地」に該当いたしますので、買受適格証明願を要する旨報告をいたしました。

受理番号3番、高田字岡、田1筆、1,846平方メートルについてでございますが、これにつきましても、7月22日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、申請地は農地法の「農地」に該当いたしますので、買受適格証明願を要する旨報告をいたしました。

6ページをお開き願います。

受理番号4番、下根本字吹上ほか4地区、田3筆、畑4筆、計3,441平方メートルについてでございますが、これにつきましても、7月22日、担当委員と事務局で現地調査をいたしました。調査の結果、申請地は農地法の「農地」に該当いたしますので、買受適格証明願を要する旨報告をいたしました。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

#### 日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、7ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。

売買5件、贈与1件、使用貸借権設定1件でございます。

受理番号1番、須賀津字坪沼、畑1筆、360平方メートルについてでございますが、渡人は相続により取得しましたが、耕作ができないため譲渡するものでございます。受人は、渡人の要望により取得するものでございます。受人の経営面積は227アールで、農作業従

事日数は180日でございます。担当委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号2番、中山字丑新田ほか1地区、田2筆、計4,647平方メートルについてでございますが、渡人は耕作ができないため、親戚の受人へ譲渡するものでございます。受人は、農業経営規模拡大を目的に取得をするものでございます。受人の経営面積は187アールで、農作業従事日数は160日でございます。担当委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号3番、三次字三次、田1筆、375平方メートルについてでございますが、渡人は相続により取得しましたが、耕作ができないため譲渡するものでございます。受人は、渡人の要望により取得するものでございます。受人の経営面積は95アールで、農作業従事日数は150日でございます。担当委員の調査結果は、問題ないものでございます。

受理番号4番、三次字接京田、畑2筆、776平方メートルについてでございますが、渡人は相続により取得しましたが、耕作ができないため譲渡するものでございます。受人は、渡人の要望により取得するものでございます。受人の経営面積は104アールで、農作業従事日数は200日でございます。担当委員の調査結果は、問題ないものであります。

8ページをお開き願います。

受理番号5番、福田字福田、田1筆、329平方メートルについてでございますが、渡人は、昭和20年1月に家督相続により取得しましたが、共有地だったため、現在まで何もしないでいましたが、今回持ち分を実家に移転するものでございます。受人は、耕作権を引き継ぐものでございます。受人は認定農業者で、経営面積は470アール、農作業従事日数は250日でございます。担当委員の調査結果は、問題ないものでございます。

受理番号6番、月出里字北根、畑1筆、6,169平方メートルについてでございますが、渡人は、高齢のため経営を子供に譲るものでございます。受人は、耕作権を父より引き継ぐものでございます。受人の経営面積は284アールで、農作業従事日数は200日でございます。担当委員の調査結果は、問題ないものでございます。

受理番号7番、市崎字新田ほか4地区、田7筆、畑1筆、計2万5,713平方メートルについてでございますが、渡人は、後継者に耕作権を譲り渡すものでございます。受人は、耕作権を父より引き継ぐものでございます。受人は認定農業者で、経営面積は69アール、農作業従事日数は100日でございます。担当委員の調査結果は、問題ないものでございます。

以上、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番を高須委員よりお願いします。

○7番（高須一郎君） 7番、高須です。

受理番号1番について報告します。

7月23日に、電話にて双方とも確認しました。事務局の説明どおり問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番を川島委員よりお願いします。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

受理番号2番について、調査結果を報告します。

受人、渡人双方に確認をいたしましたところ、議案書記載のとおりであり問題はないと思われていますが、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番、4番を鈴木委員よりお願いします。

○29番（鈴木重義君） 29番、鈴木です。

受理番号3番についてご説明します。

7月23日、受人から聴き取り調査した結果、水田が隣地にあるということで、問題ないと思われていますが、慎重審議をお願いして、よろしくお願いいたします。

受理番号4番につきまして、畑地で、そこへ野菜を栽培するという本人の要望がありまして、いろいろと栽培の計画しているようです。問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番、7番を飯塚委員よりお願いします。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号5番と7番についてご説明します。

本人に会いまして確認してまいりました。事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番を栗山委員よりお願いします。

○9番（栗山文雄君） 9番、栗山です。

先日、受人と会って確認してまいりました。これに間違いございませんので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。



よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

---

日程7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、9ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、下根本字谷津、畑1筆、324平方メートルについてでございますが、自己用の農業用倉庫として使用したいとするものでございます。農業用倉庫を取り壊し、長男が世帯分離して新築したことにより、農業用倉庫を建築するものでございますが、敷地内に母屋と車庫があり建築できないため、隣接している所有地に木造平屋建て37.26平方メートルの農業用倉庫を建築するものでございます。申請地は市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区域外でございます。また、排水処理、雨水につきましては、自然浸透により宅内処理するものでございます。農地区分は、市街地として発達する可能性のある市街地近郊農地であることから、第2種農地で判断をいたしました。7月22日、担当委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、問題ないものでございます。

以上、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○26番（沼崎 享君） 26番、沼崎です。

7月22日に、事務局2名と私と吉岡委員と篠崎委員で現地を確認いたしました。また、必要書類も全部そろっておりますので、問題はないものかと思いますが、慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定につい

てを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

日程 8 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 10ページをお開き願います。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号 1 番、江戸崎字荒沼、田 1 筆、935 平方メートルについてでございますが、地盤改良による補強工事等が必要になったことにより期間を変更したいとするものでございます。変更前の期間 2010 年 8 月 31 日までを、2010 年 11 月 30 日までと変更するものでございます。7 月 22 日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査結果は、問題ないものでございます。

受理番号 2 番、阿波字障子の間、田 1 筆、498 平方メートルについてでございますが、平成 22 年 12 月 16 日付で許可を得て住宅を新築しましたが、敷地の境界線を間違えて建築してしまったため、平成 22 年 6 月 10 日付で 36 平方メートルを加える申請をしましたが、当初計画と建物の位置が変更になったため、当初計画に対する許可後の事業計画変更申請を行うものでございます。7 月 22 日、担当委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、問題ないものでございます。

以上、議案第 3 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○ 2 8 番（青宿昌夫君） 28 番、青宿です。

去る 7 月 22 日に、事務局 2 名、調査委員 4 名で調査確認いたしましたところ、この件につきましては前に許可されているものでありまして、工期延長に伴いましての借地の変更でございまして、問題ないものと思われまます。皆様方の慎重審議をよろしくお願いいたします。

○ 2 2 番（秋本精一君） 22 番、秋本です。

22日に事務局と担当委員で調査しましたところ、事務局の説明どおりであり問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、11ページをお開き願います。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号2番、蒲ヶ山字水砂、畑1筆、737平方メートルについてでございますが、来院者のための駐車場用地として使用したいとするものでございます。現在、当医院の駐車場は15台分で、そのうち従業員用が2台で、来院者の駐車場は13台分ですが、来院者数は1日当たり30人から80人で、待合室での待機人数は20名を超える状態であり、そのほとんどが自家用車での来院であります。また、現在、従業員は13名で、自家用車通勤であることから、最低でも33台分が必要になります。このようなことにより、近地に新たな駐車場を探していましたが、今回隣接地で借地可能な土地があり、所有者と借地交渉がまとまり申請するものでございます。駐車場は碎石を敷き18台分を確保し、既存の駐車場15台分と合わせて、最低必要台数の33台分が確保できるものでございます。申請地は市街化調整区域で、農地農用地区域外であり、土地改良区域外でございます。また、排水処理、雨水につきましては、自然浸透により宅内処理するものでございます。農地区分は、圏央

道路により分断され広がりがないことから、第2種農地と判断をいたしました。7月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。審査の結果は、問題ないものであります。

以上、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○9番（栗山文雄君） 9番、栗山です。

横田委員と私と事務局2人とで現地を調査してまいりました。調査のとおり間違いございませんので、よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程10 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、12ページをお開き願います。

議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

転用事実証明書交付2件でございます。

受理番号1番、上根本字蓮和田、田5筆、計2,420平方メートルについてでございますが、登記地目を変更するため、平成4年7月24日付、南農政第12号で豚舎敷地として許可があったことの転用事実証明書の交付でございます。7月22日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果は、問題ないものであります。

受理番号2番、上根本字蓮和田、田1筆、448平方メートルについてでございますが、

登記地目を変更するため、平成8年10月16日付、南農政第99号で資材置き場として許可があったことの転用事実証明書の交付でございます。7月22日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果は、問題ないものであります。

以上、議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○11番（吉岡一仁君） 11番、吉岡です。

受理番号1番並びに2番について説明します。

間違いなく1番は豚舎に転用されておりました。並びに、2番も資材置き場に間違いなく転用されておりました。よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

日程11 議案第6号 農地転用を伴う買受適格証明願に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第6号 農地転用を伴う買受適格証明願に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 13ページをお開き願います。

議案第6号 農地転用を伴う買受適格証明願に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件、上君山字清原台、畑1筆、149平方メートル、同所、畑1筆、152平方メートル、計2筆、301平方メートル、それと受理番号2番、同所、畑1筆、478平方メートルについてでございますが、受理番号1番と2番の距離は直線で約250メートル前後でございます。申請人は、茨城県内、千葉県内で土木工事業として型枠工事を主に行っていますが、型枠資材は再利用することによる性

格上、その保管場所の確保は絶対条件となります。また、この物件は、平成10年12月から農地転用の許可を得ないで賃借契約により型枠資材の確保場所として使用しているものでございます。この物件は市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区域外でございます。また、排水処理、雨水については、自然浸透により宅内処理するものでございます。農地区分は、小集団の未整備の農地であるため、第2種農地で判断をいたしました。7月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。受理番号1番並びに2番の調査の結果は、問題ないものであります。

以上、議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○23番（横田裕康君） 23番、横田です。

22日に、調査委員3名と事務局2名とで現況を確認してまいりました。事務局の説明どおりでありますので何の問題はないかと思いますが、慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号 農地転用を伴う買受適格証明願に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権決定）

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権決定）を議題といたします。

事務局の説明を願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 14ページをお開き願います。

議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）につ

いてでございます。

再設定7件、4万7,321平方メートル、新規設定6件、4万8,990平方メートルについてでございます。

受理番号1番、市崎字新田、田2筆、計5,470平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は1,053アール、農作業従事日数は200日でございます。

受理番号2番、市崎字小谷津、田2筆、計2,204平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は1,239アール、農作業従事日数は300日でございます。

受理番号3番、下根本字吹上、田2筆、計3,517平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり現金で玄米2俵相当でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は34アール、農作業従事日数は250日でございます。経営面積につきましては、受人は根本営農組合の組合員で、約6,000アールの転作の農作業受委託業を行っているものでございます。

受理番号4番、結佐字流作ほか3筆、田28筆、畑3筆、計31筆、3万720平方メートルについてでございますが、同一世帯での使用貸借権の新規設定で、利用目的、稲、期間15年でございます。

15ページをお開き願います。

受理番号5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番の設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は69アール、農作業従事日数は100日でございます。

受理番号5番、飯出字飯出、田1筆、3,802平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間2年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号6番、東大沼字小沼、田1筆、2,055平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間2年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号7番、新橋字清水、田2筆、計1万2,522平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間2年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

16ページをお開き願います。

受理番号8番、東大沼字谷津、田1筆、1,600平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間2年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号9番、市崎字後田ほか2地区、田4筆、計4,622平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間2年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号10番、福田字平須ほか4地区、田6筆、計1万2,422平方メートルについてで

ございますが、再設定で、利用目的、稲、期間2年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号11番、稲波字北区ほか3地区、田8筆、計1万298平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間2年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号12番と13番の設定を受ける者は、主にキュウリ、トマト等の施設野菜の栽培・販売を行っている農業生産法人で、農業経営面積は897アールで、農作業従事日数は300日でございます。

受理番号12番、佐原下手字下手、登記地目原野、現況田3筆、計1,705平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、施設野菜、キュウリの栽培でございます。期間15年、小作料10アール当たり現金2万円でございます。

17ページをお開き願います。

受理番号13番、佐原下手字下手、田7筆、畑1筆、計8筆、5,374平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、施設野菜、キュウリの栽培でございます。期間15年、小作料10アール当たり現金2万円でございます。

以上、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。

---

### 日程13 議案第8号 農地利用集積円滑化事業規程の承認について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第8号 農地利用集積円滑化事業規程の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 18ページをお開き願います。



議案第8号 農地利用集積円滑化事業規程の承認についてでございます。

別添で、議案第8号別添資料ということで、さきに配付してあります資料をごらんいただきたいと思っております。

農地制度の見直しによる農業経営基盤強化推進法の一部改正により稲敷市基本構想の一部改正され、農地の面的集積に対する農地利用集積円滑化事業が新たに追加されました。つきましては、農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の規定に基づき、財団法人稲敷市農業公社が行う農地利用集積円滑化事業規程について、稲敷市長より意見を求められているものでございます。

稲敷市農業公社農地利用集積円滑化事業規程でございますが、第1章の総則で、農業経営を営む者に対する農用地の利用の円滑化を図るため、農地所有者代理事業、農地の売買等事業、研修等事業の農地利用集積円滑化事業を行うもので、実施地区は市街化区域を除く稲敷市全域でございます。

第2章は、農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等貸し付けまたは農作業の委託を行う農地所有者代理事業についてでございます。

第3章は、農用地等を借り受けて当該農用地等を貸し付ける農地売買等事業についてでございます。

第4章は、借り受けた農用地等において新規就農者等に対する農業の技術等を修得させるための研修事業を行う研修等事業についてでございます。

また、この規定は、稲敷市長の承認のあった日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了します。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第8号 農地利用集積円滑化事業規程に対する承認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時53分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ㊟

2 番 委員 沖野谷 秀 雄 ㊟

3 番 委員 飯 塚 幸 一 ㊟